

平成30年度からの指定管理者候補者

No.24

施 設 名		美唄市東地区生活支援センター
施設所管課		保健福祉部高齢福祉課
選定方法	選定区分	非公募
	根拠条例	条例第5条第1項第1号
指 定 期 間		平成30年4月1日～平成35年3月31日 （5年間）
指定管理者候補者		社会福祉法人 溪仁会 札幌市中央区北3条西28丁目2番1号
1 公募によらない選定方法の理由 美唄市東地区生活支援センターは、介護保険の要介護高齢者などの通所介護施設（デイサービスセンター）、ホームヘルプステーション、居宅介護支援事業所が設置されている福祉複合型の施設であり、社会福祉法人溪仁会は、平成18年度から指定管理者として施設の管理業務及び各種介護サービス事業を利用料金収入による独立採算で実施しているほか、市のシルバーハウジングの生活援助員派遣事業も受託するなど各種の事業を行っている。 利用者と事業者の信頼関係が構築されており、事業者の変更等による環境の変化が利用者の心身面に著しい影響を及ぼすと考えられることから、公募によらない選定方法とした。 2 選定理由 提出された申請書類による審査については、資格要件を満たし適正に記載されている。 社会福祉法人溪仁会は、施設開設当時の各福祉事業を市が委託し、平成18年度からは指定管理者として管理運営を行っている。 長年の管理運営による実績、人材、ノウハウを生かした各福祉サービス事業の継続による本市の在宅サービス提供拠点施設として市との連携を図るなど、市民や利用者サービス充実に配慮した事業計画となっている。また、市内にある老人保健福祉施設を運営しており、経営状況も安定している。 利用者のサービスの内容を熟知しており、継続して管理・運営を行わせることが、施設の目的を効果的かつ効率的に達成できると見込まれる。		